

平成 29 年 12 月 8 日

各建設業者団体の長様

広島県土木建築局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

「建設業許可申請の手引き」の改正について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

建設業法施行令が平成 29 年 11 月 10 日から施行されたこと等に伴い、「建設業許可申請の手引き」を改正しました。

改正後の手引きについては、広島県ホームページに掲載しています。

については、会員の皆様への周知をよろしく申し上げます。

※広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

- トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課
- トップページ > 目的でさがす > 申請・手続き > 土木・建築関係 > 建設業
- トップページ > 分類でさがす > しごと・産業 > 土木・建築関係 > 建設業

担当 建設業グループ

電話 (082)513-3822 (ダイヤル)

『建設業許可申請の手引き』主な改正点

番号	変更事項	変更内容
1	許可業種の建設工事の例示の表現修正	○建設工事と建設業の種類について、「とび・土工・コンクリート工事」及び「電気通信工事」の建設工事の例示を、建設業許可事務ガイドラインに合わせて修正（P 3, 8）
2	専任技術者の確認資料の追加	○確認資料を監理技術者資格者証とする場合において、実務経験により資格要件を満たし、指定学科卒業や国家資格等を有する場合、卒業証明書等や免状等の写しを提出する旨を追加（P 72）
3	専任技術者資格・免許等コード番号の追加	○一級電気通信工事施工管理技士及び二級電気通信工事施工管理技士の資格が新設されたことに伴い、資格区分を追加（P 104）

※ 今回の改正では、申請方法や様式についての変更はありません。